

さっぽろ市士別ふるさと会会則

- 第1条 本会の名称は「さっぽろ市士別ふるさと会」と称す。
尚、事務局は札幌市中央区南2条西4丁目蛸天分店内に置く。
- 第2条 郷土（士別市出身者）と本会の趣旨に賛同する者を以って構成する。
- 第3条 札幌市及び近郊に在住する、会員相互の親睦を計り郷土の発展に寄与する。
- 第4条 本会に次の役員を置く、①会長1名 ②副会長数名 ③事務局数名 ④幹事数名
⑤顧問・相談役数名置き、会の運営方針を決める。
- 第5条 本会は総会及び役員会をもって意志決定機関とし、必要に応じて総会及び役員会を開催するものとする。
- 第6条 第3条の目的達成の為、会員名簿の作成・総会（集い）・郷土の交流会の実施・その他。
- 第7条 会計年度は毎年1月1日より当年12月31日までとし、会計は役員会の承認を得るものとする。
- 第8条 本会の経費は、総会参加者の会費よりの寄付、及び広告代、その他の収入を以って充てるものとする。
- 第9条 前条以外の緊急事項については、役員会の決議によって運営する事ができる。
- 付 則 本会の改廃は総会及び役員会の決議による。

昭和59年12月27日
改正 昭和62年12月10日